

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例（平成27年北上市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）、北上市立保育所条例（平成3年北上市条例第92号）第2条に規定する保育所（以下「市立保育所」という。）に係る延長保育の保育料、北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）第4条に規定する幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係る預かり保育の保育料、その他市立保育所及び市立幼稚園に係る食事の提供に要する費用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）、北上市立保育所条例（平成3年北上市条例第92号）第2条に規定する保育所（以下「市立保育所」という。）に係る延長保育の保育料、北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）第4条に規定する幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係る預かり保育の保育料、<u>法第30条の20に規定する特定乳児等通園支援の利用者が負担する費用（以下「特定乳児等通園利用料」という。）</u>、その他市立保育所及び市立幼稚園に係る食事の提供に要する費用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（利用者負担額）</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定による利用者負担額は、<u>別表第1</u>に定める金額を限度として、規則で定める。</p>	<p>（利用者負担額）</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定による利用者負担額は、<u>別表</u>に定める金額を限度として、規則で定める。</p>

2 [略]

(主食費)

第7条 市長は、市立幼稚園において主食の提供を受ける法第19条第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から1食当たり37円の主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。

(副食費)

第8条 市長は、市立保育所及び市立幼稚園において副食（間食を含む。以下同じ。）の提供を受ける法第19条第1号及び第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から別表第2に定める副食費（副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。）を徴収する。

(副食費の不徴収)

第9条 [略]

(利用者負担額等の減免)

第10条 [略]

(補則)

第11条 [略]

別表第1（第3条関係）

[略]

2 [略]

(主食費)

第7条 市長は、市立幼稚園において主食の提供を受ける法第19条第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。

2 前項の主食費の額は、規則で定める。

(副食費)

第8条 市長は、市立保育所及び市立幼稚園において副食（間食を含む。以下同じ。）の提供を受ける法第19条第1号及び第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から副食費（副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。）を徴収する。

2 前項の副食費の額は、規則で定める。

(副食費の不徴収)

第9条 [略]

(特定乳児等通園利用料)

第10条 特定乳児等通園利用料の額は、規則で定める。

(利用者負担額等の減免)

第11条 [略]

(補則)

第12条 [略]

別表（第3条関係）

[略]

別表第2（第8条関係）

利用者の区分	金額
法第19条第1号の認定を受けた小学校 就学前子ども	円 1食当たり 240
法第19条第2号の認定を受けた小学校 就学前子ども（満3歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にあるもの 以外のものに限る。）	月額 4,800

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩文

提案理由

乳児等通園支援事業の利用料を定めるほか、主食費及び副食費の額を規則で定めるため、所要の改正をしようとするものである。